



いのしし対策用の防護柵

答

グラウンドゴルフ場は、令和2年10月、いのししによる芝生の掘り起こし被害が確認された後、一部の芝生の修復を行い、令和3年6月に利用を再開したが、損傷の激しい西側エリアは再開できていない。芝生の復旧には約1千250万円の経費が必要となるため、いのししが出没する冬季の状況や他の体育施設の修繕予定などを総合的に判断するとともに、より経済的で効果的な工法を検討し、適切な復旧時期を見定めたい。防護柵については、いのしし対策用の強化防護柵へ変更する場合、約1千280万円の経費が必要となる。現在設置し

ているスチール製防護柵を破り、いのししが侵入してくることは確認されていないため、当面は当該防護柵を適切に管理しながら、新たな防止策や新製品などの情報収集を行い、更新・改修について考えていきたい。

グラウンドゴルフ場の桜については、日常の維持管理を市内造園業者に委託し、これまでも病虫害防除の消毒を行ってきた。大規模な剪定については、専門知識がないと、桜が病気になるったり枯れたりすることもあることから、時期や方法などを専門業者に確認し、必要と判断したタイミングで適切に管理したい。

今井 廣一 議員



(一般質問)

1 社会福祉法人西条市社会福祉協議会に対する補助金について

**どう考える？
自立した法人運営**

問

収益性の高い事業を行っている社会福祉法人西条市社会福祉協議会への補助金の交付は、市民の誰もが理解を示すように見直しを行い、適正化に努めるべきだと考えるが、市は、同協議会に対し、どの程度、補助金を交付しているのか。

また、補助金の交付を受ける団体は、長期にわたり継続して補助金を交付されることで、結果として、補助金を前提に事業計画や活動計画を立て、自立した運営に対する努力が損なわれているのではないかと懸念する。公益性の高い事業を行う団体において、収益が上がり黒字経営となっているのであれば、自立した活動を行うために団体自身が努力する必要がある、行政としても自主的な運営を促す必要があると思うが、どのように考えているのか。

答

現在、本市から同協議会に対して、社会福祉課2件、市民協働推進課1件、



報告や指導監査を通して法人の運営状況を確認しており、法人に利益が発生した場合には、法律に沿って適切に対応するよう指導している。

補助金は、安定的な団体運営を行うために有効な手段の一つであると捉えているが、一方で、補助の長期化による既得権化といった課題もあると認識している。より活動に見合った補助金額とするためには、団体などへの運営費補助から事業費補助へ転換することで、自主的な運営を促す必要があると考えている。

森川 亜紀 議員



(一般質問)

1 コミュニティ・スクールについて
2 コロナ禍における放課後児童クラブの運用について

長寿介護課1件の補助金を交付している。過去3年間における同協議会への補助金交付件数及び交付額は、令和元年度は4件で3千422万3千円、令和2年度は3件で3千372万3千円、令和3年度は4件で3千49万7千214円となっている。

社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とした非営利団体であり、国が定める算定方法により、法人に利益が発生した場合、その利益分は全て地域の福祉増進に充てる必要があると社会福祉法第55条の2に規定されている。本市も、各法人からの事業